

通所介護サービス 重要事項説明書

1、通所介護サービスの目的

通所介護サービスは、要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める通所介護サービスを提供し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、お客様の心身機能の維持及び社会的孤立感の解消を図り、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、又、お客様のご家族の身体的・精神的負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

2、通所介護サービスを提供する事業者

事業者名称 株式会社 ひまわりくらぶ
代表者氏名 代表取締役 中野 誠 治
本社所在地 呉市焼山中央二丁目7番10-101号
連絡先 TEL (0823)30-1255 FAX (0823)30-1265

3、通所介護サービスを提供する事業所

事業所名称 デイサービスセンターひまわりくらぶ 熊野さくら野
事業所所在地 広島県安芸郡熊野町川角4丁目28番7号
連絡先 TEL(082)855-6511 FAX(082)855-6512
介護保険指定事業者番号 3473100687
実施サービス 通所介護
所の通常の事業実施 安芸郡熊野町、呉市、東広島市黒瀬町、広島市安芸区矢野、阿戸町

4、事業所窓口の営業日および営業時間

営業日 月曜日から日曜日まで連日営業(ただし、1/1～1/2は休業とする)
営業時間 午前9時15分～午後4時15分
※事業所窓口は、上記時間の営業ですが電話等により24時間連絡が可能な体制となっております。

5、事業所の職員体制

	常勤	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務	計
管理者		1人			1人
生活相談員		1人		1人	2人
看護職員				4人	4人
介護職員		2人	8人	4人	14人

6、主となるサービス内容

※介護保険法で定める通所介護のサービス内容に限られます。

◎お客様は、サービス事業所に日帰りで通い、主として以下のサービスの提供を受けることができます。

- ①相談対応 :お客様やそのご家族の生活相談等の対応
- ②健康チェック :体温・血圧・脈拍の測定等
- ③入浴 :入浴の提供
- ④排泄・食事等(:排泄時の誘導及び介護、食事等の準備及び介護

- ⑤ レクリエーション :レクリエーション活動や創作活動、行事活動等
- ⑥ 日常動作訓練 :歩行訓練・体操等
- ⑦ その他 :その他必要な日常生活上の世話等
- ⑧ 学習療法 :学習療法プログラム(希望者に実施)
- ⑧ 送迎 :お客様の居宅からサービス事業所までの送迎

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従業者（7参照）までお気軽におたずね下さい

《サービスの利用にあたりまして》

尚、株式会社ひまわりくらぶが提供いたします通所介護サービスは以下の取り扱いとさせていただきますので、サービスの実施において、ご不審な点がございましたら、直ちに事業所迄ご連絡ください。

- ・ お客様の現金をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様及びそのご家族の個人情報の取り扱いには守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

7、サービス従業者

- ① サービス従業者とは、お客様に通所介護サービスを提供する株式会社ひまわりくらぶの職員であり、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員が該当します。
- ② 株式会社ひまわりくらぶは、介護保険法にさだめられている人数の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して通所介護サービスを提供します。

8、利用料金

① 基本料金

要介護等の区分	サービス提供時間	基本料金
要介護1	3～5時間	4,000円
	5～7時間	6,020円
	7～9時間	6,900円
要介護2	3～5時間	4,570円
	5～7時間	7,080円
	7～9時間	8,110円
要介護3	3～5時間	5,140円
	5～7時間	8,140円
	7～9時間	9,370円
要介護4	3～5時間	5,710円
	5～7時間	9,200円
	7～9時間	10,630円
要介護5	3～5時間	6,280円
	5～7時間	10,260円
	7～9時間	11,880円

※基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた通所介護サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。

② 加算

加算の種類	加算の該当条件	基準額
サービス提供体制強化加算	全利用者	60円（1日）
入浴介助加算	入浴サービスのご利用	500円（1日）

※入浴介助加算は、お客様がそれぞれに入浴介助サービスをご利用された場合に加算されます。

③ 利用者負担

介護保険の適用になるお客様（要介護認定を受けている方）は、基本料金及び各種加算の1割をお支払いいただきます。（消費税は課税されません）
但し、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

④ 交通費

通常の事業の実地地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円の実費を請求いたします。

⑤ 食事の提供に要する費用

食事の提供については、一般食・特別食（糖尿食、減塩食、おかゆ、キザミ食等）ともに食料費、調理にかかる費用として500円の実費を請求いたします。

⑥ 学習療法

脳機能の維持・向上を目的として行う、くもん学習療法プログラムをご希望により参加される場合、別途教材実費として月額2,100円（教材費を含む）を請求いたします。

⑦ その他

通所介護サービス範囲を超えるもの（日常生活費）につきましては、サービス提供とは関係のない費用としてその実費を請求いたします。

9. キャンセル

お客様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までに下記の連絡先までご連絡下さい。

デイサービスセンターひまわりくらぶ 熊野さくら野
TEL 082-855-6511

※但し、キャンセルに関しましては、キャンセル料は一切いただきません。

10. お支払方法

請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月までにお客様にお届けします。利用明細を確認のうえ、請求月の20日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ① 事業所指定口座へ振り込み
- ② 現金払い

※お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので保管をお願いします。

11. サービス相談窓口、及び苦情・事故受付窓口

① サービス相談及び苦情・事故受付共通の窓口

サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付、及び事故発生の際の受付窓口は以下の通りです。

・サービス事業所

所在地	広島県安芸郡熊野町川角4丁目28番7号
電話番号	(082)855-6511
FAX番号	(082)855-6512
苦情・事故受付担当者	サービス事業所の従業者
苦情・事故解決責任者	サービス事業所の管理者 西岡 美和
受付時間	午前9時15分から午後4時15分 ※事業所窓口は、上記時間の営業ですが電話等により24時間連絡が可能な体制となっております。

② その他の相談・苦情受付窓口

以下の市区町村等の苦情相談窓口にご相談することもできます。

・市区町村の相談・苦情受付窓口

市区町村名	呉市	
電話番号	0823-25-3137	0823-25-2626
担当部署	呉市介護保険課	
市区町村名	東広島市 黒瀬町	
電話番号	082-420-0936	
担当部署	東広島市役所高齢介護課	
市区町村名	安芸郡 熊野町	
電話番号	082-820-5605	
担当部署	熊野町役場福祉課	
市区町村名	安芸区 矢野町、阿戸町	
電話番号	082-821-2823	
担当部署	広島市安芸区厚生部健康長寿課介護保険係	

・広島県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口

電話番号	082-554-0783
担当部署	国保連合会介護保険課

③ 苦情・事故対応時の基本手順

ひまわりくらは、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

苦情・事故受付担当者：サービス事業所の従業者

苦情・事故解決責任者：サービス事業所の管理者

○苦情・事故の受付

→サービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故内容の確認

→サービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決責任者等への報告

→サービス事業所の管理者は、不在の場合でも携帯電話等により常に連絡のとれる状態とする

○苦情・事故内容の、お客様のご家族様、担当居宅介護支援事業所、関係市町村への報告

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決に向けた対応に関する、お客様への事前説明・同意

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決に向けた対応の実施

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○再発防止又は改善の措置

→サービス事業所の管理者および管理者の指示のもとサービス従業者が対応

○苦情・事故解決結果のお客様への説明・同意

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決責任者等への最終報告

→サービス事業所の管理者は、不在の場合でも携帯電話等により常に連絡のとれる状態とする

○お客様のご家族様、担当居宅介護支援事業所、関係市町村への最終報告

→サービス事業所の管理者が対応

介護予防通所介護サービス 重要事項説明書

1、介護予防通所介護サービスの目的

介護予防通所介護サービスは、要支援状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める介護予防通所介護サービスを提供し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、お客様の心身機能の維持及び社会的孤立感の解消を図り、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、又、お客様のご家族の身体的・精神的負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

2、介護予防通所介護サービスを提供する事業者

事業者名称 株式会社 ひまわりくらぶ
代表者氏名 代表取締役 中野 誠治
本社所在地 呉市焼山中央二丁目7番10-101号
連絡先 TEL (0823)30-1255 FAX (0823)30-1265

3、介護予防通所介護サービスを提供する事業所

事業所名称 デイサービスセンターひまわりくらぶ 熊野さくら野
事業所所在地 広島県安芸郡熊野町川角4丁目28番7号
連絡先 TEL(082)855-6511 FAX(082)855-6512
介護保険指定事業者番号 3473100687
実施サービス 介護予防通所介護
所の通常の事業実施 安芸郡熊野町、呉市、東広島市黒瀬町、広島市安芸区矢野、阿戸町

4、事業所窓口の営業日および営業時間

営業日 月曜日から日曜日まで連日営業(ただし、1/1～1/2は休業とする)

営業時間 午前9時15分～午後4時15分
※事業所窓口は、上記時間の営業ですが電話等により
24時間連絡が可能な体制となっております。

5、事業所の職員体制

	常勤	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務	計
管理者		1人			1人
生活相談員		1人		1人	2人
看護職員				4人	4人
介護職員		2人	8人	4人	14人

6、主となるサービス内容

※介護保険法で定める介護予防通所介護のサービスを実施します。

◎お客様は、サービス事業所に日帰りで通い、主として以下のサービスの提供を受けることができます。

- ① 送迎 : お客様の居宅からサービス事業所までの送迎
- ② 健康チェック : 体温・血圧・脈拍の測定等
- ③ 食事サービス : 食事の準備及び介護
- ④ 入浴 : 入浴の準備及び介護
- ⑤ 生活指導 : お客様やご家族の生活相談等の対応
- ⑥ 日常動作訓練 : 歩行訓練・体操等
- ⑦ 運動器機能向上 : 機能訓練
- ⑧ レクリエーション : 集団的に行うレクリエーション活動や創作活動の機能訓練
- ⑨ 学習療法 : 学習療法プログラム(希望者に実施)

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従業者（7参照）までお気軽におたずね下さい

《サービスの利用にあたりまして》

尚、株式会社ひまわりくらぶが提供いたします介護予防通所介護サービスは以下の取り扱いとさせていただきますので、サービスの実施において、ご不審な点がございましたら、直ちに事業所迄ご連絡ください。

- ・ お客様の現金をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様及びそのご家族の個人情報の取り扱いには守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

7、サービス従業者

- ① サービス従業者とは、お客様に介護予防通所介護サービスを提供する株式会社ひまわりくらぶの職員であり、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員が該当します。
- ② 株式会社ひまわりくらぶは、介護保険法にさだめられている人数の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して介護予防通所介護サービスを提供します。

8、利用料金

① 基本料金

基本料金の金額は月単位になります。

要支援の区分	基本料金	
要支援 1	20,990円/月	(+該当する加算)
要支援 2	42,050円/月	(+該当する加算)

② 加算

加算料金の金額は月単位になります。

加算の種類	加算の該当条件	基準額
サービス提供体制強化加	全利用者	要支援1 240円
		要支援2 480円
運動器機能向上加算	機能訓練プログラムの実施	2,250円

＜加算の該当条件＞

- (1)運動器機能向上加算については、看護職員、介護職員等が共同してお客様の運動器の機能を利用開始時に把握し、運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な記録、評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。
- ③ お客様負担金
介護保険の適用になるお客様(要支援認定を受けている方)は、前記①、②の料金の1割を負担していただきます。
- ④ 交通費
通常の事業の実地地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円の実費を請求いたします。
- ⑤ 食事の提供に要する費用
食事の提供については、一般食・特別食(糖尿食、減塩食、おかゆ、キザミ食等)ともに食材料費、調理にかかる費用として500円の実費を請求いたします。
- ⑥ 学習療法
脳機能の維持・向上を目的として行う、くもん学習療法プログラムをご希望により参加される場合、別途教材実費として月額2、100円(教材費を含む)を請求いたします。
- ⑦ その他
通所介護サービス範囲を超えるもの(日常生活費)につきましては、サービス提供とは関係のない費用としてその実費を請求いたします。

9、キャンセル

お客様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までに下記の連絡先までご連絡下さい。

デイサービスセンターひまわりくらぶ 熊野さくら野
TEL 082-855-6511

※但し、キャンセルに関しましては、キャンセル料は一切いただきません。

10、お支払方法

請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月までにお客様にお届けします。利用明細を確認のうえ、請求月の20日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ① 事業所指定口座へ振り込み
② 現金払い

※お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので保管をお願いします。

11、サービス相談窓口、及び苦情・事故受付窓口

① サービス相談及び苦情・事故受付共通の窓口

サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付、及び事故発生の際の受付窓口は以下の通りです。

・サービス事業所

所在地	広島県安芸郡熊野町川角4丁目28番7号
電話番号	(082)855-6511
FAX番号	(082)855-6512
苦情・事故受付担当者	サービス事業所の従業者
苦情・事故解決責任者	サービス事業所の管理者 西岡 美和
受付時間	午前9時15分から午後4時15分 ※事業所窓口は、上記時間の営業ですが電話等により24時間連絡が可能な体制となっております。

② その他の相談・苦情受付窓口

以下の市区町村等の苦情相談窓口にご相談することもできます。

・市区町村の相談・苦情受付窓口

市区町村名	呉市	
電話番号	0823-25-3137	0823-25-2626
担当部署	呉市介護保険課	
市区町村名	東広島市 黒瀬町	
電話番号	082-420-0936	
担当部署	東広島市役所高齢介護課	
市区町村名	安芸郡 熊野町	
電話番号	082-820-5605	
担当部署	熊野町役場福祉課	
市区町村名	安芸区 矢野町、阿戸町	
電話番号	082-821-2823	
担当部署	広島市安芸区厚生部健康長寿課介護保険係	

・広島県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口

電話番号	082-554-0783
担当部署	国保連合会介護保険課

③ 苦情・事故対応時の基本手順

ひまわりくらは、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

苦情・事故受付担当者：サービス事業所の従業者

苦情・事故解決責任者：サービス事業所の管理者

○苦情・事故の受付

→サービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故内容の確認

→サービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決責任者等への報告

→サービス事業所の管理者は、不在の場合でも携帯電話等により常に連絡のとれる状態とする

○苦情・事故内容の、お客様のご家族様、担当居宅介護支援事業所、関係市町村への報告

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決に向けた対応に関する、お客様への事前説明・同意

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決に向けた対応の実施

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○再発防止又は改善の措置

→サービス事業所の管理者および管理者の指示のもとサービス従業者が対応

○苦情・事故解決結果のお客様への説明・同意

→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応

○苦情・事故解決責任者等への最終報告

→サービス事業所の管理者は、不在の場合でも携帯電話等により常に連絡のとれる状態とする

○お客様のご家族様、担当居宅介護支援事業所、関係市町村への最終報告

→サービス事業所の管理者が対応